

○文部科学省告示第十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百二十九条及び百三十三条の規定に基づき、平成三十一年四月一日から特別支援学校高等部学習指導要領（平成三十一年文部科学省告示第十四号）が適用されるまでの間における特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十七号）の特例を次のように定める。

平成三十一年二月四日

文部科学大臣 柴山 昌彦

## 1 平成31年4月1日からの特例

平成31年4月1日から特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号。以下「新高等部学習指導要領」という。）が適用されるまでの間における特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号。以下「現行高等部学習指導要領」という。）の特例は次に定めるところによるものとする。

### 一 総則

（特別支援学校高等部の教育の基本と教育課程の役割等）

- (1) 現行高等部学習指導要領第1章第1節，第2節第1款，第2款第3，第3款，第4款（3(5)を除く。），第5款及び第6款の規定にかかわらず，新高等部学習指導要領第1章第1節，第2節第1款から第6款まで（第2款の3(1)のイ，イ及びウの(ケ)（3(1)のイの(ア)の㊸を除く。）を除く。）及び第8款の規定によるものとする。

（視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の福祉に属する科目）

- (2) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の福祉に属する科目については，現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3(1)の表福祉の欄中「福祉情報活用」とあるのは，「福祉情報活用，福祉情報」とする。

（視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科に属する科目）

- (3) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における保健理療に属する科目については，現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3(2)の表保健理療の欄中「課題研究」とあるのは，「課題研究，保健理療情報」とする。

- (4) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における教科及び科目については，現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3(3)の表印刷の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究，印刷製版技術，DTP技術，印刷情報技術，デジタル画像技術」と，同表理容・美容の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究，関係法規・制度，保健，化粧品化学，文化論，運営管理，理容・美容情報」とする。

（総合的な探究の時間）

- (5) 現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1及び第2中「

総合的な学習の時間」とあるのは、「総合的な探究の時間」とする。

(道徳教育に関する配慮事項)

(6) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第4款の3(5)の規定にかかわらず、この告示の第1項第1号の(1)から(5)まで及び(7)並びに現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1及び第2に示す事項に加え、新高等部学習指導要領第1章第2節第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等部学習指導要領第1章第2節第1款の2(2)中「第3章に掲げる特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として」とあるのは「特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年文部科学省告示第37号。以下「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領」という。)第3章に掲げる道徳(第7款の2を除き、以下「道徳」という。)の時間をはじめとして」と、同款の2(3)及び(4)並びに3並びに同節第2款の3(2)、第7款の1及び第8款の4中「道徳科」とあるのは「道徳」と、同節第2款の3(4)カ中「道徳科の指導」とあるのは「道徳の指導」と、「第3章に示す道徳科」とあるのは「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領第3章に示す道徳」と、同節第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」と、「第3章特別の教科道徳(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)」とあるのは「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領第3章道徳(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)」と、同款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは「道徳又は特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。

(視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科)

(7) 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものについては、現行高等部学習指導要領第1章第2節第7款の1の表保健療の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、保健療情報」と、同表理療の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、理療情報」と、同表理学療法欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、理学療法管理学、理学療法臨床実習、理学療法情報」と、同表理容・美容の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、関係法

規・制度，保健，化粧品化学，文化論，運営管理，理容・美容情報」と，同表歯科技工の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究，歯科技工情報」とする。

## 二 各教科等

(視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科及び各科目)

(1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び各科目の目標と内容については，現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第2章及び第3章に規定する各教科の目標及び各科目の目標と内容によるものとし，平成30年文部科学省告示第172号（平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件。以下「高等学校学習指導要領特例措置告示」という。）第2項の(1)から(9)までの規定によるものとする。

(2) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては，現行高等部学習指導要領第2章第1節第2款の規定にかかわらず，新高等部学習指導要領第2章第1節第2款の規定によるものとする。

(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の保健理療)

(3) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の保健理療に属する科目の指導に当たっては，現行高等部学習指導要領第2章第1節第3款の規定にかかわらず，その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第3款の規定によることができる。

(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理療)

(4) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理療に属する科目の指導に当たっては，現行高等部学習指導要領第2章第1節第4款の規定にかかわらず，その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第4款の規定によることができる。

(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法)

(5) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第5款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第5款の規定によることができる。

(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の印刷)

(6) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の印刷に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第6款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第6款の規定によることができる。

(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理容・美容)

(7) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理容・美容に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第7款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第7款の規定によることができる。

(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のクリーニング)

(8) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のクリーニングに属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第8款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第8款の規定によることができる。

(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の歯科技工)

(9) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の歯科技工に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第9款の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第2章第1節第9款の規定によるものとする。

(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)

(10) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。

(総合的な探究の時間)

(11) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成31年文部科学省令第3号）による改正後の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第128条に規定する総合的な探究の時間の指導に当たっては、新高等部学習指導要領第4章の規定によるものとする。

(特別活動)

(12) 特別活動の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第5章の規定によるものとする。

### 三 自立活動

自立活動の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第6章の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第6章の規定によるものとする。

## 2 平成32年4月1日からの特例

平成32年4月1日から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等部学習指導要領の特例は次に定めるところによるものとする。

### 一 総則

(道徳教育に関する配慮事項)

(1) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第4款の3(5)の規定にかかわらず、この告示の第1項第1号の(1)から(3)まで並びに現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1及び第2に示す事項に加え、新高等部学習指導要領第1章第2節第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等部学習指導要領第1章第2節第1款の2(2)中「第3章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として」とあるのは「平成32年4月1日前に特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により同日以降に入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程については特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号。以下「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領」という。）第3章に掲げる道徳（第7款の2を除き、以下「道徳」という。）の時間をはじめとして、同日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（

学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程については第3章に掲げる特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として」と、同款の2(3)及び(4)並びに3並びに同節第2款の3(2)及び第7款の1中「道徳科」とあるのは「道徳又は道徳科」と、同節第2款の3(4)カ中「道徳科の指導」とあるのは「道徳又は道徳科の指導」と、「第3章に示す道徳科」とあるのは「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領第3章に示す道徳又は第3章に示す道徳科」と、同節第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」と、「第3章特別の教科道徳(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)」とあるのは「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領第3章道徳(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)又は第3章特別の教科道徳(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)」と、同款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは「道徳又は特別の教科である道徳」と、同節第8款の4中「道徳科」とあるのは「道徳若しくは道徳科」と読み替えるものとする。

## 二 各教科等

(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法)

- (1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第5款の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第2章第1節第5款の規定によるものとする。

(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の道徳)

- (2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の道徳の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第3章の規定によるものとする。

## 附 則

- 1 この告示中、第1項は平成31年4月1日から、第2項は平成32年4月1日から施行する。ただし、第1項第2号の(1)の規定により準ずることとする高等学校学習指導要領特例措置告示第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定に

より入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項第1号の(5)並びに第2号の(9)及び(11)の規定は、平成31年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第2項第2号の規定は、平成32年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

- 2 平成31年3月31日以前に特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)に係る教育課程及び全課程の修了の認定については、新高等部学習指導要領第1章第2節第1款、第2款、第4款、第7款及び第8款並びに第4章の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)第4章中「総合的な探究の時間」とあるのは「総合的な学習の時間」と読み替えるものとする。